第

1612

号

リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊:毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 8月 1日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 貸事務所所在地と納税地

(: 私は、貸事務所を賃貸することにより 不動産所得を得ています。従来の納税地に代 えて、この貸事務所の物件所在地を納税地と することができますか。

A: 貸事務所、アパート等単に不動産所得 の基因となる資産があるというだけでは、そ の所在地を納税地とすることはできません。

【解説】

居住者の納税地は、原則として住所のある 人についてはその住所地、住所がなく居所の ある人についてはその居所地、となっていま すが、事業を営む納税者については、その例 外が認められています。

つまり、事業を営む納税者が、その住所又 は居所のほかに、その事業に係る事業所その 他これに準ずる場所があり、その住所又は居 所に代えてその事業所等の所在地を納税地と した方が便利な場合には、その事業所等の所 在地を納税地とする旨の届出をすれば、その 事業所等の所在地を納税地とすることができ ます。

しかし、貸事務所、アパート等単に不動産 所得の基因となる資産があるというだけでは、 この事業所等には該当しません。その人にと ってその不動産の貸付けが事業と称するに足 るものであり、かつ、管理事務所等を有する ような場合に限って、その資産の所在地を事 業所等として納税地とすることができます。

ご質問の場合、これらの事情を総合勘案し、 納税地の変更ができる場合に該当するかどう か具体的に判定することになります。









KIMIYO.I